
県外需要を取込む元気な ものづくり中小企業育成支援事業

公募要領

【受付期間】

平成27年10月5日(月)～平成27年10月30日(金)

(10月30日(金)17:00までに必着のこと。)

【受付先・問合せ先】

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県 商工労働部 産業政策課 競争力強化推進グループ

TEL: 076-225-1512

【お知らせ】

本事業の申請書類の提出に際しましては、金融機関の確認書が必要です。

余裕をもって依頼するようにしてください。

**平成27年10月
石川県商工労働部産業政策課**

1. 目的

規模は小さいながらも、優れた製品や技術を有し、県内で材料や部品を調達した上で、製品を県外に販売することで、地域経済の活性化に貢献しているものづくり企業が多数存在しています。一方で、経営資源の不足等により、更なる販路開拓等に課題を抱えている企業も多いことから、本事業では、このような企業が行う県外での販路開拓や県内調達の拡大に向けた意欲的な取り組みを支援するものです。

※「県外」には、海外も含みます。

2. 対象者

石川県内に主たる事業所を有するものづくりを行う中小企業者（※）を対象といたします。

（支援対象として、直近売上高がおおむね10億円未満の企業を想定しています）

※中小企業者とは、以下の表の左欄に掲げる主たる事業として営んでいる業種が、業種ごとの資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準を満たす会社及び個人をいいます。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額または出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

（注1） 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

（注2） 業種分類は、日本標準産業分類の規定に基づきます。

3. 対象事業

上記2の企業による、県外販売または県内調達の拡大に向けた取り組みであり、事業終了後5年以内に以下の①～③のいずれかを達成する見込みがあるような事業を対象といたします。

- ①県外販売比率が50%未満で、今後50%以上を目指す事業
- ②県外販売比率が50%以上で、今後県外販売額1.5倍以上を目指す事業
- ③県外販売比率が50%以上で、今後県内調達比率50%以上を目指す事業

県外販売比率等算出にあたっての注意事項

- 1 県外販売比率及び県内調達比率は以下の計算式により算出するものとします。

$$\text{県外販売比率} (\%) = \frac{\text{県外への販売額}}{\text{全体販売額}} \times 100$$

$$\text{県内調達比率} (\%) = \frac{\text{県内からの仕入・調達額}}{\text{全体仕入・調達額}} \times 100$$

- 2 必ず「企業全体」又は「事業領域単位」で算出するものとします。
事業領域の一部製品（新製品等）だけで算出しないようお願いします。
 - 3 石川県外に本社がある企業の石川県内の事業所に対して販売した製品・サービスについては、県外販売には含みません。
石川県外に本社がある企業の石川県内の事業所から調達した製品・サービスについては、県内調達には含みません。
 - 4 次のいずれかに該当する事業については、対象になりません。
 - ・県及び他の公的機関等から重複して資金交付を受ける事業
 - ・具体的な販路開拓または県内調達の拡大の取り組みを行わず、専ら新技術・新商品の開発のみを行う事業

4 補助金

(1) 事業実施期間

交付決定日より 3 力年度以内



※交付決定前に、発注・契約したものにつきましては、助成対象となりませんので、ご注意ください。

(2) 補助率

補助対象経費の2分の1以内

(3) 補助限度額

補助対象経費であって、3カ年度で500万円以内

(限度額目安 1年目200万円、2年目200万円、3年目100万円)

※なお、補助金額の3九年度合計が1,00万円未満の場合は、補助対象となりません。

(4) 補助対象経費

補助対象となる経費は、以下の表に記載されたものとなります。

※本事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限ります。

※消費税及び地方消費税は補助対象外です。

経費区分	内 容
謝 金	専門家謝金
旅 費	専門家旅費、職員旅費、バイヤー等招聘旅費

事 業 費	会議開催費(※1)、通信運搬費(※2)、マーケティング調査費(広報費、展示会等出展費を含む)、商品改良費(原材料費、設計費、改良加工料、外注加工費、依頼試験・検査等手数料、機器等使用料等、デザイン料)、知的財産権等取得費(※3)、委託費、印刷製本費、通訳料、翻訳料、雑役務費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

※1 会議室の借料等であり、飲食に要する費用は含みません。

※2 電話代、インターネット利用料金等は含みません。

※3 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の取得に要する経費。

(5) その他

県、石川県産業創出支援機構（ISICO）等の支援チームにより、補助事業者に対し、3年間のオーダーメイド支援を実施します。

5. 応募方法

(1) 募集期間

平成27年10月5日（月）～10月30日（金）17：00（必着）

(2) 提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県 商工労働部 産業政策課 競争力強化推進グループ

(3) 提出方法

次の書類を、持参もしくは郵送等にて、7部提出してください。
(FAX、メール等での提出は認められません)

(4) 提出書類

提出書類	備考
事業計画書	所定の事業計画書を提出してください。 様式は、県のホームページからダウンロードできます。 URL : http://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/index.html
金融機関の確認書	所定の確認書を提出してください。 公募締切の直前になると、金融機関に確認を依頼しても間に合わない場合がありますので、余裕をもって依頼するようにしてください。
過去2年間の決算書 (貸借対照表、損益計算書)	直前に決算月が到来予定である場合や決算月が過ぎているが決算書が出来ていない場合などは、直近の残高試算表も提出してください。 また、過去2年間の貸借対照表、損益計算書を提出できない場合は、募集期間内にご相談ください。

株主等及び役員の一覧表	資本金の構成員及びその出資額が分かるものを提出してください。
-------------	--------------------------------

6. スケジュール（予定）

日程	内容
平成27年10月5日～10月30日	公募
平成27年11月上旬～中旬	審査
平成27年11月下旬～12月	採択決定、補助金の交付決定、事業開始

7. 審査

（1）審査方法

- ・外部の専門家等から構成される審査会を設置し、審査します。
- ・審査にあたり、事業計画等に関しまして、プレゼンテーションの実施を求めることがあります。
- ・審査方法は、審査基準により採点を行い、点数上位者から採択を決定いたします。
- ・審査委員会は、非公開で行われ、審査経過に関する問い合わせには応じられません。

（2）審査基準

次のような観点から、審査を実施いたします。

審査項目	審査基準
① 事業内容 の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容・目標・遂行方法が十分具体的かつ現実的であるか。 ・市場ニーズ・市場規模等を考慮した計画となっているか。
② 競争力・ 優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・他社の製品や技術と比較し、優位性を有しているか。
③ 事業実施 の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な実績、ノウハウを有しているか、不足する経営資源・ノウハウに対し、外部の知見等を活用する計画であるか。 ・事業計画の遂行はもとより、事業終了後も継続できるよう適切な組織・人員体制がとられているか。 ・財務状態が健全であるか、適切な資金計画がとられているか。
④ 地域経済 活性化へ の貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・県外需要獲得や県内調達拡大の目標が企業規模に照らしてふさわしいか。 ・仕入先の県内中小企業の売上増など、地域経済に対する波及効果が見込まれるか。

（3）採択件数（予定）

5件程度

（4）通知

採択・不採択の結果につきましては、後日、石川県商工労働部産業政策課から通知いたします。

8. 補助金の交付

- ・採択決定後、別途、交付に係る手続きを行っていただきます。
- ・補助金は、交付申請書を提出いただき、内容を確認させていただいた上で、交付決定となります。その後、実績報告書を提出していただき（、必要に応じ実地検査を実施し）、精算払いとなります。
- ・また、交付申請・実績報告に係る手続きに関しましては、年度ごとに手続きが必要となります。

9. その他の留意点

補助事業として採択された場合は、以下につきまして、ご了承ください。

- ① 採択された場合、原則として、企業名・代表者名、事業概要等を公表します。また、採択に係る会議や式への出席及び事業概要のプレゼンをお願いすることがあります。
- ② 事業計画の効果を検証するため、事業の終了後5年間、成果報告書の提出が必要です。
- ③ 事業の終了後、事業成果等について県のホームページ上の公開やセミナーでの発表等を依頼することがあります。
- ④ 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ⑤ 補助事業に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑥ 補助事業期間中の遂行状況などの報告を求められたときには、指示された期日までに報告書を提出しなければなりません。
- ⑦ 補助事業期間中の遂行状況確認及び補助事業終了後の確定検査のため、石川県が実地検査を行うことがあります。
- ⑧ 上記⑦の場合、石川県の求めに応じて証拠書類等を提示すること又は石川県が事業内容の変更を命じた場合はその指示に従わなければなりません。
- ⑨ 補助事業者が「石川県補助金交付規則」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容及び企業名の公表等を行うことがあります。
- ⑩ その他、「県外需要を取込む元気なものづくり中小企業育成支援事業費補助金交付要綱」に記載の内容に従わなければなりません。